

IASB 公開草案

『企業結合－開示、のれん及び減損 (IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案)』
に対する意見

生命保険協会

2024 年 7 月 12 日

I 総括意見

II 質問への回答

質問 1

質問 3

質問 5

I 総括意見

1. 我々、生命保険協会(LIAJ)は、2024年3月に公表されたIASB公開草案「企業結合—開示、のれん及び減損」(以下、「本ED」という)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに大いなる感謝の意を表明したい。
2. 日本の生命保険会社は財務諸表利用者としての性格と財務諸表作成者としての性格を併せ持っている。利用者の立場から申しあげれば、意思決定に資する有益な情報が提供されることが重要であると考える一方、作成者の立場からは、作成者に過大なコスト等を課すことは適切ではないと考えており、コスト・ベネフィットの観点から、両者のバランスが常に追求されるべきであると認識している。
3. 我々は2020年3月のディスカッション・ペーパー(以下、「DP」という)において、以下の総括意見を提出していた。
 - ・ DPの第2章「取得に関する開示の改善」に関わる予備的見解に対し懸念を持っている。例えば、取得に関する経営者の目的の開示を会社に要求すべきとの予備的見解が示されているが、これは商業的機密の開示につながるおそれがあり、作成者に過大なコスト等を要求するものであると考える。
 - ・ また、仮に会社がそのような情報を提供する場合であっても、財務諸表の注記において開示されるべきとは考えていない。そのような情報は将来予測的な情報であり、注記に記載することは適切でないと考えられるためである。
4. 上記に対し本EDでは、作成者側の負担に関し一部意見が取り入れられたものの、依然として以下の観点から課題を有しており、更なる改善が可能である。
 - ・ 商業的機密の開示に関し、一定の条件のもとでの免除を認めることに賛成する。一方、免除を認める条件について、企業に生じるリスクを企業結合についての主要目的の達成への阻害に焦点を当てることは、範囲が狭すぎる。
 - ・ 財務諸表の注記に関し、依然としてIASBは、企業結合の取得価格に関する情報を提供するとの論拠から、企業結合の業績に関する情報の開示を要求している。この点、取得価格に関する情報はシナジーを含み、財務諸表外で経営者の企業結合への期待や想定とセットで提供される方が、利用者の理解に役立ち、作成者のコスト負担の軽減にも繋がり、コスト・ベネフィットの観点からバランスの取れた対応であると考える。
5. 意見の詳細は、質問1、質問3、質問5に関する回答において記載しているので、ご覧いただきたい。IASBが、本EDに対する利害関係者からのコメントについて、商業的機密性の確保を前提に、コスト・ベネフィットの観点を総合的に踏まえて精査し、検討を高度化させることを期待する。

II 質問への回答

質問 1- 開示: 企業結合の業績 (IFRS 第 3 号の B67A 項から B67G 項の提案)

IFRS 第 3 号の PIR 及びディスカッション・ペーパーに対する回答において、IASB は次のことを聞いた。

- 利用者は、企業が企業結合に対して支払った価格が合理的であるかどうか及び取得後の企業結合の業績はどうであったかを評価するのに役立つために、企業結合に関するより良い情報を必要としている。特に、利用者は、企業結合の業績を企業が企業結合の発生時に設定した目標に対して評価するのに役立つための情報を必要していると述べた (BC18 項から BC21 項参照)。
- 財務諸表の作成者は、当該情報を開示することのコストについて懸念している。特に、作成者は、当該情報は商業的機密性が高いので財務諸表における開示を要求すべきではなく、この情報の開示は企業を訴訟リスクの増大に晒す可能性があるとして述べた (BC22 項参照)。

このフィードバックを検討した後に、IASB は IFRS 第 3 号における開示要求の変更を提案している。それらは、IASB の見解では、この情報の開示を企業に要求することの便益とコストのバランスを適切に取るものである。したがって、IASB は、提案している開示要求は企業結合の業績に関するより有用な情報を合理的なコストで利用者に提供するであろうと見込んでいる。

特に、IASB は企業結合について企業の取得日における主要目的及び関連する目標並びにこれらの主要目的及び関連する目標が満たされつつあるかどうかに関する情報 (企業結合の業績に関する情報) を開示するように企業に要求することを提案している。IASB は、次のことを提案することによって、当該情報の開示に関しての作成者の懸念に対応した。

- この情報を、企業の企業結合の一部 (すなわち、戦略的な企業結合) のみにについて要求する (質問 2 参照)。
 - 特定の状況において、企業にこの情報の一部の項目の開示を免除する (質問 3 参照)。
- a) 戦略的な企業結合の業績に関する情報を開示すること (条件付で免除) を企業に要求する IASB の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。回答にあたっては、当該提案が、当該情報を開示することを企業に要求することの便益とコストとのバランスを適切に取っているかどうかを考慮されたい。
- b) 提案に反対の場合、企業結合の業績に関するより有用な情報を合理的なコストで利用者に提供するために、どのような具体的な変更を提案するか。

(質問 a, b)

6. 財務諸表の中と外の境界線が明確でない中で、IASB は、企業結合の業績に関する情報は取得価格に関する情報を提供するものであり、財務諸表での開示を要求できると主張している。
7. この点、我々は提案される情報の有用性を否定しないものの、総括意見で述べた通り、その情報は企業の事業戦略の一環として財務諸表外で開示される、企業結合への期待や想定とセットで提供される方が利用者の理解に役立つと考えられ、財務諸表外で開示すること

が相応しいと考える。

8. また、主要目的や関連する目標の中には、貨幣的な表現に依らないもの（顧客数の増加、開発力の向上、ノウハウの共有など）が含まれる可能性があるため、その面からも財務諸表外での開示の方が馴染むと考える。

質問 3-開示:情報開示の免除(IFRS 第 3 号の B67D 項から B67G 項の提案)

IASB は、本公開草案における提案を適用して要求されることとなる情報の一部の開示について、特定の状況において企業に免除することを提案している。この免除は、商業上の機密及び訴訟リスクに関しての作成者の懸念に対応するように設計されているが、適切な状況でのみ適用されるように強制可能かつ監査可能となるようにも設計されている(BC74 項から BC107 項)。

IASB は、原則として、一部の情報を開示することが企業結合についての企業の取得日における主要目的のいずれかの達成を著しく阻害すると見込み得る場合には、企業はその情報を開示することを免除されると提案している(BC79 項から BC89 項参照)。IASB は、企業が当該免除を適用できる状況を企業、監査人及び規制当局が識別するのに役立つための適用指針も提案した(BC90 項から BC107 項参照)。

- a) 提案している免除は適切な状況において適用できると考えるか。そう考えない場合、その理由を説明するとともに、これらの懸念により適切に対処するために原則又は適用指針の提案をIASB がどのように修正できるのかを提案されたい。
- b) 提案している適用指針は、免除の適用を適切な状況のみに制限するのに役立つと考えるか。そう考えない場合、その目的を達成するためにどのような適用指針を提案するのかを説明されたい。

(質問 a, b)

- 9. 企業結合の業績に関する情報の開示については、商業上の機密に関する懸念を強く持っており、一定の条件で情報開示の免除を認めることに同意する。
- 10. 一方、免除を認める条件について、企業結合についての主要目的の達成への阻害に焦点を当てるのは、狭すぎる可能性があると考え。これは、開示の対象となった企業結合だけではなく、将来の企業結合やその他の取引において、企業が不利になる状況を想定しているためである。
- 11. 提案では、将来の企業結合やその他の取引の目的の達成を著しく阻害すると見込まれることは免除の条件とならないと考えられ、免除を認める条件を、企業結合に限定せず、企業全体の主要目標の達成への阻害とすることが考える。

質問 5-開示:その他の提案

IASB は、IFRS 第 3 号における開示要求のその他の修正を提案している。これらの提案は、以下に関するものである。

新たな開示目的 (IFRS 第 3 号の第 62A 項の提案)

IASB は、IFRS 第 3 号の第 62A 項の提案において新たな開示目的を追加することを提案している (BC23 項から BC28 項参照)。

取得年度において期待されるシナジーに関する定量的な情報を開示する要求 (IFRS 第 3 号の B64 項 (ea) の提案)

IASB は次のことを提案している。

- 期待されるシナジーを区分ごとに記述することを企業に要求する (例えば、収益シナジー、原価シナジー及び他の各種シナジー)。
- シナジーの各区分について次のことを開示することを企業に要求する。
 - 期待されるシナジーの金額又は金額の範囲の見積もり
 - これらのシナジーを達成するためのコスト又はコストの範囲の見積もり
 - シナジーから期待される便益が開始すると見込まれる時期及びそれがどのくらい持続するか
- 特定の状況において当該情報の開示を企業に免除する。

BC148 項から BC163 項参照。

企業結合の戦略的根拠 (IFRS 第 3 号の B64 項 (d))

IASB は、企業結合の主な理由を開示するという IFRS 第 3 号の B64 項 (d) における要求を、企業結合の戦略的根拠を開示するという要求に置き換えることを提案している (BC164 項から BC165 項参照)。

取得した事業の寄与 (IFRS 第 3 号の B64 項 (q))

IASB は、取得した事業の寄与に関して利用者が受け取る情報を改善するために、IFRS 第 3 号の B64 項 (q) を修正することを提案している (BC166 項から BC177 項参照)。特に、IASB は次のことを提案している。

- 同項において言及している純損益の金額は、営業損益の金額である旨を定める (営業損益は、IASB の基本財務諸表プロジェクトの一環として定義されることとなる)。
- 要求の目的を説明するが、具体的な適用指針は追加しない。
- この情報の作成の基礎は会計方針である旨、定める。

取得した資産及び引き受けた負債のクラス (IFRS 第 3 号の B64 項 (i))

IASB は、IFRS 第 3 号の B64 項 (i) から「主要な」(major) という用語を削除し、IFRS 第 3 号に附属する設例の IE72 項に年金負債及び財務負債を追加することによって、企業結合で引き受けた年金負債及び財務負債に関して企業が開示する情報を改善することを提案している (BC178 項から

BC181 項参照)。

開示要求の削除(IFRS 第 3 号の B64 項(h)、B67 項(d) (iii) 及び B67 項(e)

IASB は IFRS 第 3 号からいくつかの開示要求を削除することを提案している(BC182 項から BC183 項参照)。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

新たな開示目的

12. 反対する。取得価格に関する情報はシナジーを含み、生命保険会社の場合、特に不確実な将来予測的な情報となり得、財務諸表外で経営者の企業結合への期待や想定とセットで提供される方が、利用者の理解に役立ち、作成者のコスト負担の軽減に繋がると考える。

取得年度において期待されるシナジーに関する定量的な情報を開示する要求

13. 反対する。これは、のれんが様々な要素から構成される中で、シナジーだけ詳細な規定を置く理由が不明である。企業結合への期待や想定 of 性質を有する情報と合わせ、財務諸表外で提供される方が、利用者の理解に役立つと考える。
14. シナジーに関する定量的な情報を開示する場合、シナジーの範囲と見積りの基礎の合理性を検討する必要がある、内部情報として留めておく場合よりもコストを要する。このため、仮に開示の提案を進める場合には、情報ニーズと作成コスト、監査コストのバランスを考慮して進めるべきと考える。
15. また、この提案を進める場合には、情報の検証可能性や比較可能性が重要となるため、シナジーとして開示が期待される範囲や内容を掘り下げて説明する必要がある。仮に被取得会社が生命保険会社の場合、超長期のキャッシュ・フローを商品特性に応じた前提を置いて算出することから、検証可能性が特に重要と考える。

企業結合の戦略的根拠

16. 賛成する。

取得した事業の寄与

17. 賛成する。

取得した資産及び引き受けた負債のクラス

18. 賛成する。

開示要求の削除

19. 賛成する。

以 上